



今



し
か
な
い



大
切
な
時
間
を



男性の育児休業 取得を応援します！

市内に住所があり、会社等で働く男性が

連続する7日以上^{育児休業}を取得した場合に奨励金を支給

支給額

連続する1か月以上又は
分割取得した日数が合計30日以上

▶▶▶ 奨励金 **20**万円

連続する7日以上（勤務を要しない
日を除く。）1か月未満

▶▶▶ 奨励金 **5**万円

支給の条件

※すべての条件
を満たす必要
があります。

- ① 南相馬市に住所を有する方
- ② 雇用保険の被保険者として雇用されている方
※市外の会社に勤めている方でも南相馬市に住所を
有していれば、本奨励金の支給の対象となります。
※常勤の公務員は対象外となります。
- ③ 子どもが1歳2カ月に達するまでに、連続
する7日以上（勤務を要しない日を除く。）の育
児休業を取得し、育児休業終了後に原職等に
復職する方
- ④ 市税の滞納がない方
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と
関係を有していない方
- ⑥ 市が行う啓発活動に協力できる方
※市HP等において育休取得体験談を掲載させていただく場合
があります。

申請期限

※申請書兼実績報告書
における期限

- ① 職場復帰の日から45日以内
 - ② 職場復帰した日の属する年度の3月31日
- ①②いずれか早い日まで

【申請・問い合わせ先】

南相馬市 こども未来部 こども家庭課 こども企画係(東庁舎1階)

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

☎:0244-24-5229

✉:kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp

詳細は以下のQRよりご確認ください！



支給までの流れ

まずは…

- 家族と相談して取得するタイミングや期間などを話し合しましょう！
- 会社へ育児休業の相談をして、取得したい申請時期や期間などを話し合しましょう！

取得する時期や期間が決まったら…

分割で取得可能となった育休と産後パパ育休を利用すると、**最大4回に分けて育休が取得可能**

Aさんの場合

【出生予定日】 2024/9/2
【育休予定期間】 2024/9/2～9/10



Bさんの場合

【出生予定日】 2024/6/1
【育休予定期間】 … 分割での取得
(1回目)2024/6/1～6/9
(2回目)2024/6/19～6/25
(3回目)2025/3/1～3/10
(4回目)2025/3/20～3/27



1

届出書の提出【申請者】



育休が始まる日の**7日前**から育休が始まって**30日以内**



【Aさんの場合】

提出期間 2024/8/26～10/1



【Bさんの場合】

提出期間 2025/5/25～6/30

2

～ 育 児 休 業 期 間 ～

3

申請書兼実績報告書の提出【申請者】



①復帰した日から45日以内

②職場復帰した日の属する年度の3月31日※
のいずれか早い日まで

Bさんの場合は
職場復帰するのが3月28日から
提出期限が※①②のいずれか早い日
なので、R7.3.31となります！



【Aさんの場合】

提出期間 2024/9/11～10/25



【Bさんの場合】

提出期間 2025/3/31

※3/31消印有効、土日祝は閉庁日です。

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

6月 (産後パパ育休を利用)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和7年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

育休期間: 16日間

育休期間: 18日間

勤務を要しない日を除く
連続する7日間の育休

= 支給額

5万円

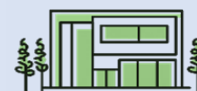
合計34日間の育休

= 支給額

20万円

提出書類

- 雇用保険被保険者証の写し ※健康保険証ではありません。
- 住民票や母児健康手帳の写し等の
南相馬市に住所を有すること及びその子との関係を証明できるもの
- 育児休業申請書の写し
(産後パパ育休を含む場合は、出生時育児休業申出書の写しも添付要)
- 出勤簿の写し等、職場復帰状況の確認ができるもの
- 育児休業に関する体験記 (様式第3号)



市内事業所の
みなさまへ

育児休業を取得した男性の方が勤務している
市内事業所にも奨励金が出ます。
※ただし支給条件あり

詳しくはこちら ▶▶▶



4

書類受理・審査・交付決定【市】→請求書の提出【申請者】→振込【市】

(担当) 商工観光部商工労政課
0244-24-5335